

令和8年つくば市議会定例会6月定例会議提出案件一覧

・報告 15 件 ・議案 16 件 計 31 件

【報告 15 件】

案件名	概 要	所管課
報告第2号 令和7年度つくば市一般会計予算継続費繰越計算書について 地方自治法施行令第145条第1項	全31事業の継続費繰越計算書の報告をするもの 翌年度通次繰越額 42億7,255万8,374円 [主な内容] ・脱炭素先行地域推進補助金 13億4,900万4,000円 ・つくばメモリアルホール施設長寿命化改修事業 9億1,434万3,500円	財務部 財政課
報告第3号 令和7年度つくば市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について 地方自治法施行令第146条第2項	全68事業の繰越明許費繰越計算書の報告をするもの 翌年度繰越額 40億5,171万5,783円 [主な内容] ・物価高騰対策生活者支援給付金事業 12億5,829万8,157円 ・市道新設改良事業 3億8,024万3,842円	財務部 財政課

<p>報告第4号 令和7年度つくば市水道事業会計予算繰越計算書及び令和7年度つくば市水道事業会計継続費繰越計算書について</p> <p>地方公営企業法 第26条第3項 地方公営企業法施行令 第18条の2第1項</p>	<p>全2事業の予算繰越計算書を報告するとともに、全8事業の継続費繰越計算書の報告をするもの</p> <p>1 予算繰越計算書（建設改良費の繰越） 合計額 9億2,278万4,500円 [内容] ・施設整備事業（工事6件、委託1件） 3億1,112万9,500円 ・施設改良事業（工事6件） 6億1,165万5,000円</p> <p>2 継続費繰越計算書（継続費の通次繰越） 合計額 14億5,939万2,000円 [主な内容] ・中央配水場ポンプ設備更新工事（No.4ポンプ） 7億3,700万円 ・中央配水場No.1ポンプ設備更新工事 2億5,080万円 ・臼井配水場外設備更新工事 2億2,304万4,000円</p>	<p>上下水道局 水道総務課</p>
--	---	------------------------

<p>報告第5号 令和7年度つくば市下水道事業会計予算繰越計算書及び令和7年度つくば市下水道事業会計継続費繰越計算書について</p> <p>地方公営企業法 第26条第3項 地方公営企業法施行令 第18条の2第1項</p>	<p>全6事業の予算繰越計算書を報告するとともに、全4事業の継続費繰越計算書の報告をするもの</p> <p>1 予算繰越計算書（建設改良費の繰越） 合計額 23億3,669万2,654円 [主な内容] ・管路建設改良事業 13億6,280万1,650円 ・つくばエクスプレス関連公共下水道事業 2億5,158万6,000円</p> <p>2 継続費繰越計算書（継続費の通次繰越） 合計額 15億275万円 [主な内容] ・ポンプ場建設改良事業 12億3,210万円 ・雨水建設改良事業 1億2,034万円</p>	<p>上下水道局 下水道総務課</p>
---	--	--------------------------

<p>報告第6号 つくば市土地開発公社 の経営状況を説明する 書類について</p> <p>地方自治法 第243条の3第2項</p>	<p>つくば市土地開発公社の令和7年度決算報告書及び令和8年度予算書について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの</p>	<p>財務部 財政課</p>
---	--	--------------------

<p>報告第7号 専決処分事項の報告について (専決処分第2号 損害賠償額の決定及び和解について)</p> <p>地方自治法 第180条第2項 令和8年4月30日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解(公務中における公用車の事故)</p> <p>公用車が出庫する際、右隣に駐車されていた相手方車両と接触し、相手方車両フロント左側バンパーを損傷させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 6万500円</p>	<p>市民部 谷田部交流センター</p>
<p>報告第8号 専決処分事項の報告について (専決処分第3号 損害賠償額の決定及び和解について)</p> <p>地方自治法 第180条第2項 令和8年5月13日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解(公務中における公用車の事故)</p> <p>公用車を駐車後、降車の際にドアをあけたところ、突風によりドアが隣接車両に接触し、相手方車両のドアミラーを破損させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 8万4,821円</p>	<p>市民部 芸術文化推進課</p>
<p>報告第9号 専決処分事項の報告について (専決処分第4号 損害賠償額の決定及び和解について)</p> <p>地方自治法 第180条第2項 令和8年5月18日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解(学校施設管理上の瑕疵に係る事故)</p> <p>学校管理員が除草作業中、刈払機によってはねた石が、駐車していた相手方車両の後部に当たり、リアガラスを破損させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 8万5,998円</p>	<p>教育局 教育総務課</p>

<p>報告第 10 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 5 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 5 月 18 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定(時間外勤務手当未払分の遅延損害金)</p> <p>職員に対し、時間外勤務手当未払分の遅延損害金を一括して支払うもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 遅延損害金 148,884円</p>	<p>総務部 人事課</p>
<p>報告第 11 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 6 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 5 月 18 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定(時間外勤務手当未払分の遅延損害金)</p> <p>職員に対し、時間外勤務手当未払分の遅延損害金を一括して支払うもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 遅延損害金 1,810円</p>	<p>総務部 人事課</p>
<p>報告第 12 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 7 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 5 月 18 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定(時間外勤務手当未払分の遅延損害金)</p> <p>職員に対し、時間外勤務手当未払分の遅延損害金を一括して支払うもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 遅延損害金 4,670円</p>	<p>総務部 人事課</p>
<p>報告第 13 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 8 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 5 月 18 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定(時間外勤務手当未払分の遅延損害金)</p> <p>職員に対し、時間外勤務手当未払分の遅延損害金を一括して支払うもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 遅延損害金 3,293円</p>	<p>総務部 人事課</p>

<p>報告第 14 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 9 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 5 月 18 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定(時間外勤務手当未払分の遅延損害金)</p> <p>職員に対し、時間外勤務手当未払分の遅延損害金を一括して支払うもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 遅延損害金 68,009円</p>	<p>総務部 人事課</p>
<p>報告第 15 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 10 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 5 月 18 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定(時間外勤務手当未払分の遅延損害金)</p> <p>職員に対し、時間外勤務手当未払分の遅延損害金を一括して支払うもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 遅延損害金 21,744円</p>	<p>総務部 人事課</p>
<p>報告第 16 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 11 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 5 月 18 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定(時間外勤務手当未払分の遅延損害金)</p> <p>職員に対し、時間外勤務手当未払分の遅延損害金を一括して支払うもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 遅延損害金 3,810円</p>	<p>総務部 人事課</p>

【議案 16 件】

案件名	概 要	所管課
<p>議案第 2 号 令和 8 年度つくば市一般会計補正予算（第 1 号）</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>歳入歳出予算を 3 億 4,095 万円増額し、総額を 1,230 億 5,095 万円とする。</p> <p>継続費の変更 1 件 債務負担行為の追加 7 件 地方債の変更 1 件</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>議案第3号 令和8年度つくば市水道事業会計補正予算 (第1号)</p> <p>地方公営企業法 第8条第1項及び 地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>収益的収入を720万円増額し、総額を73億5,882万1,000円とする。 収益的支出を360万円増額し、総額を61億3,266万6,000円とする。</p> <p>[内容]</p> <p>1 収益的収入 720万円 茨城県上水道転換支援事業補助金を実施されることになり、井戸から上水道への切り替え補助を行う財源として県から市に補助するもの</p> <p>2 収益的支出 360万円 茨城県上水道転換支援事業補助金を実施されることになり、井戸から上水道への切り替えの工事費への補助を行うもの</p>	<p>上下水道局 水道総務課</p>
<p>議案第4号 つくば市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>附属機関を廃止するため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業審査委員会を廃止する。 	<p>総務部 総務課</p>

<p>議案第5号 つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の定め方を変更するため、条例の全部を改正するもの</p> <p>[改正の内容] ・規定の方法を、内閣府令を引用する形式に改める。</p>	<p>こども・保健部 幼児保育課</p>
--	--	--------------------------

<p>議案第6号 つくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の定め方を変更するため、条例の全部を改正するもの</p> <p>[改正の内容] ・規定の方法を、内閣府令を引用する形式に改める。</p>	<p>こども・保健部 幼児保育課</p>
<p>議案第7号 つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の定め方を変更するため、条例の全部を改正するもの</p> <p>[改正の内容] ・規定の方法を、内閣府令を引用する形式に改める。</p>	<p>こども・保健部 幼児保育課</p>
<p>議案第8号 つくば市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の定め方を変更するため、条例の全部を改正するもの</p> <p>[改正の内容] ・規定の方法を、内閣府令を引用する形式に改める。</p>	<p>こども・保健部 幼児保育課</p>

<p>議案第9号 つくば市アフタースクール条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>アフタースクールについて、使用料の減免措置等を見直すほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料の減免措置に係る課税基準を、「市民税」から「市町村民税（特別区民税を含む。）」に改める。 ・沼崎小学校アフタースクールの位置を改める。 	<p>こども・保健部 こども育成課</p>
<p>議案第10号 つくば市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>敬老祝金の受給要件を変更するため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給要件を「つくば市に居住し、かつ、住所を有するもの」から「住所を有するもの」に改正する。 	<p>福祉部 高齡福祉課</p>

<p>議案第 11 号 つくば市斎場条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>施設管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[改正の内容] ・指定管理者が行う業務及び管理の基準等を規定する。</p>	<p>生活環境部 つくばメモリアルホール</p>
<p>議案第 12 号 つくばアートスタジオたみやま条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>芸術文化創造拠点として「つくばアートスタジオたみやま」を開設することに伴い、その設置及び管理について定めるため、条例を制定するもの</p> <p>[主な内容] ・アートスタジオたみやまについて、対象事業、開館時間、使用料等を規定する。</p>	<p>市民部 芸術文化推進課</p>

<p>議案第 13 号 市道路線の認定について</p> <p>道路法第 8 条第 2 項</p>	<p>上河原崎・中西地区区画整理事業に伴い、全 1 路線 (鍋沼新田、下河原崎)の市道を認定するもの</p> <p>路線延長 549.2m</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>議案第 14 号 市道路線の廃止について</p> <p>道路法第 10 条第 3 項</p>	<p>上河原崎・中西地区区画整理事業に伴い、全 2 路線 (下河原崎)の市道を廃止するもの</p> <p>路線延長 645.7m</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>議案第 15 号 市道路線の変更について</p> <p>道路法第 10 条第 3 項</p>	<p>上河原崎・中西地区区画整理事業に伴い、全 1 路線 (下河原崎、鍋沼新田)の市道を変更するもの</p> <p>路線延長 (旧) 1644.2m (新) 676.9m</p>	<p>建設部 道路管理課</p>

<p>議案第 16 号 工事請負契約の変更について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 5 号</p>	<p>旧田水山小学校をつくば市芸術文化創造拠点として整備するに当たり、以下の内容のとおり契約金額及び工期を変更するもの</p> <p>1 契約の相手方 コスモ・高田特定建設工事共同企業体 【代表構成員】 茨城県水戸市けやき台 2 丁目 13 番地 2 コスモ総合建設株式会社 代表取締役 池田 大輔 【構成員】 茨城県つくば市真瀬 1089 株式会社高田工務店 代表取締役 高田 稔美</p> <p>2 金額 変更前 8 億 8,297 万 0,000 円 変更後 9 億 3,453 万 8,000 円 (5,156 万 8,000 円の増)</p> <p>3 工期 変更前 令和 7 年 6 月 28 日から 令和 8 年 7 月 30 日まで 変更後 令和 7 年 6 月 28 日から 令和 8 年 12 月 18 日まで (141 日間の延長)</p>	<p>市民部 芸術文化推進課</p>
<p>議案第 17 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>緊急自動車更新整備計画に基づき、可搬ポンプ積載車を取得するもの</p> <p>1 契約の相手方 茨城県土浦市虫掛 3314 番地の 1 株式会社土浦消防センター 代表取締役 中島 大輔</p> <p>2 金額 2,299 万円</p>	<p>消防本部 消防救助課</p>